

平成22年11月15日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条・第5条に基づく措置の実施状況に関するお知らせ

北郡信用組合

北郡信用組合（理事長 西塚 一彦）は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条・第5条に基づく措置の実施状況（平成22年9月末現在）について、別紙の通りお知らせいたします。

以上

北郡信用組合 金融円滑化相談窓口 融資部 経営支援課 内（担当：鈴木）
電話 0237（55）5694 内線 44、45

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表6まで）
 （別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 [債務者が中小企業者である場合]

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	464	1,755	2,615	4,201		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	318	1,360	1,824	2,851		
うち、実行に係る貸付債権の額	176	1,019	1,425	1,693		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	9	9		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	142	217	150	900		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	122	239	246		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	145	395	790	1,350		
うち、実行に係る貸付債権の額	3	246	585	1,022		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	1		
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	142	61	117	236		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	87	87	90		

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が中小企業者である場合]

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	40	126	231	353		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	23	64	86	109		
うち、実行に係る貸付債権の数	6	33	52	65		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	3	3		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	17	18	5	13		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	13	26	28		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	17	62	145	244		
うち、実行に係る貸付債権の数	2	41	105	205		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1		
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	15	11	30	25		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	10	10	13		

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	9	30	156	156		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	62	126		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	9	9		
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	9	30	64	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	20	20		

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3	7	12	12		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	4	5		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	3	3		
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	3	7	1	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	4	4		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	201	385	478	545		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	186	231	264		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	201	91	78	76		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	107	167	204		

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	21	37	43	49		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	15	19	22		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	21	9	7	7		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	13	17	20		